

会 議 録

1. 会議名	林野火災予防対策に係る川西市火災予防条例の一部改正について
2. 開催日	令和7年10月20日（月）
3. 出席者	越田市長、松木副市長、小西市長公室長、田家総務部長、森田総務部副部長、 阪上企画財政部長、的場企画財政部副部長 担当部： 西川消防長、千葉消防次長、西谷予防課長

4. 会議の目的
林野火災予防対策に係る注意報及び警報発令指標や火気使用制限対象区域、市民への広報に関する方向性の協議
5. 担当部からの説明
<p>1. パブリックコメントについて 令和7年2月に発生した岩手県大船渡市での大規模林野火災を踏まえて、総務省消防庁が催した林野火災予防対策の検討会において過去の大規模林野火災を分析した結果に基づき、条例（例）が改正された。そのことを踏まえると拘束性は高く、参画と協働のまちづくり推進条例第9条第2項第3号「法令等の規定による基準に従って作成するもの」に該当することから、パブリックコメントは不要とする。</p> <p>2. 主な条例改正内容について (1)林野火災注意報の創設 ア 気象の状況が林野火災予防上注意を要すると認める際に発令することができる。 イ 発令された場合は、区域内にある者は火災予防条例第29条の火気使用制限に従うよう努力する義務を設ける。 ウ 努力義務の対象となる区域を限定することができることとする。 (2)林野火災警報発令時の火気使用制限対象地域の限定可能化 消防法第22条に掲げる火災警報を林野火災予防の目的で発令するときは、火気使用制限の義務となる区域を限定することができることとする。</p> <p>3. 火気使用制限対象区域について 注意報、警報共に森林法第5条に掲げる地域森林計画の対象となっている森林とする。</p> <p>4. 発令指標について (1)林野火災注意報 1月～5月末の間で下記のいずれかに該当し、消防長が火災予防上必要と認める場合 ア 前3日間の合計降水量1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 イ 前3日間の合計降水量1mm以下、かつ、乾燥注意報 (2)林野火災警報 林野火災注意報の指標、かつ、強風注意報</p> <p>5. 発令に係るフローについて 気象の状況が発令指標に該当すれば消防指令センターから消防長へ報告 ↓ 直近で降雨予報が無いなど火災予防上必要と認める場合に、消防長が発令 ↓ かわにし安心ネットによる市民への通知、消防車両による巡回、関係部署への連絡</p> <p>6. 制度の事前周知について 市広報誌、ホームページ、市公式SNS等への記事掲載や、森林内で作業をする可能性が高い方（農家、自然活動団体等）へは、関係部署の協力を得て制度の周知やかわにし安心ネットへの登録をうながしていく。</p>

6. 質疑・意見等

質問：林野火災警報時の火気使用制限の義務の根拠規定が火災予防条例上はないが、その根拠はどこにあるのか。

回答：消防法第22条第4項にある。

質問：区域を限定するときはどのようなタイミング、限定の仕方で行うのか。

また、山林の特定が非常に難しいのでは。

回答：条例上は警報を発した時に区域を限定することができるため、発令の度に市内の山林全てを指定する。例えば南北で区域を分けて発令するというようなことはしない。また、対象となる区域をあらかじめ確認できるよう、ホームページで対象となる区域が明示された地図を公開しておく予定。

質問：地図ではなく、住所など文言で示す方がわかりやすいのではないか。

回答：膨大な量となることで、かえって理解しづらくなるため、地図を活用している。

質問：森林の周囲の田畑などは含まれないのか。

回答：含まれない。風向きや強さにより火災予防上危険といえる場所が変化し、事前に一律に規定すると過剰な規制になりかねないことから、火気使用の行為が火災に直結する山林内のみとした。ただし、明らかに火災に繋がる行為の場合は、消防から行為の禁止や残火の始末などを命ずることで安全性を担保する。

意見：発令後は速やかに消防長から市長へ報告すること。

7. 結論

会議上での意見について対応したうえで、担当部案のとおり市議会へ説明する。
12月定例議会に上程し、令和8年1月1日施行に向けて進める。